平成２２年（フ）第６８号
高知県須崎市西糺町16番７号　豚太郎ビル３Ｆ２号室
債務者　堀田　　茂
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２２年（フ）第７０号
高知県高岡郡四万十町琴平町４番８号
債務者　川上　　智
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２２年（フ）第７１号
高知県須崎市山手町19番20号
債務者　大野　幸子
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２２年（フ）第７２号
高知県高岡郡佐川町乙3347番地５
債務者　岡林　美香
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２２年（フ）第７３号
高知県須崎市西崎町８番２号　ラコスタ203
債務者　奥田　美佐（旧姓森田）
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２２年（フ）第５２号
高知県宿毛市山奈町山田1335番地24
債務者　岡﨑　加代
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２２年（フ）第５４号
高知県宿毛市自由ケ丘11番15号　自由ヶ丘ハイツ202
債務者　入江ちづる
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２１年（フ）第４５８号
佐賀県佐賀市八戸２丁目２番50号
債務者　西　　龍子（旧姓矢川）
1　決定年月日時　平成22年８月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４６６号
大分市大字駄原2881番地の90
債務者　豊田美代子
1　決定年月日時　平成22年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第４７２号
大分市城東町２－６　林アパート７号室、住民票上の住所大分県別府市大字鶴見4546番地の182　強荘１号
債務者　中西　範尚
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第４７８号
大分県別府市楠町14番23号　楠マンション302号
債務者　佐藤　初子（旧姓月足）
1　決定年月日時　平成22年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第４６０号
千葉県野田市七光台189番地の14
債務者　遠藤　和江
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第４６３号
千葉県柏市宿連寺333番地６サニーエステート205号
債務者　小倉　昭彦
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第４７０号
千葉県我孫子市日秀270番地の２　201号
債務者　近藤　良平
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第５０７号
千葉県松戸市稔台７丁目18番地の１第３レインボーヴィラ202号
債務者　瀧澤　直和
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第５１１号
千葉県松戸市松戸新田342番地
債務者　宇野　佳織
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第５２３号
千葉県柏市中新宿１丁目11番11―307号
債務者　藤原ひろみ
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部